

科目名	債権法総論 I	
担当者	長瀬 二三男 / NAGASE, Fumio	
科目情報	法律 / 選択 / 前期 / 講義 / 2 単位 / 2 年次	
科目概要	授業内容	本講義では、民法第3編債権の第1章総則（399条～520条）のうち、第1節債権の目的および第2節債権の効力（399条～426条）を説明する。民法総則 I・II を履修していることを前提に講義を行う。
	到達目標	物権と債権の違いを理解し、債権各論の契約法や不法行為法が正しく理解できるよう、債権に関する基礎知識を定着させることを目標とする。具体的には、司法書士試験、行政書士試験、公務員採用試験などに必要な知識の獲得を到達目標とする。
授業計画	(1) 債権の意義と性質 (2) 債権の目的・種類(1)－特定物債権 (3) 債権の目的・種類(2)－種類債権 (4) 債権の目的・種類(3)－金銭債権 (5) 債権の効力(1)－債務不履行の種類① (6) 債権の効力(2)－債務不履行の種類② (7) 債権の効力(3)－損害賠償請求① (8) 債権の効力(4)－損害賠償請求② (9) 債権の効力(5)－債務の履行の強制① (10) 債権の効力(6)－債務の履行の強制② (11) 責任財産の保全(1)－債権者代位権① (12) 責任財産の保全(2)－債権者代位権② (13) 責任財産の保全(3)－詐害行為取消権① (14) 責任財産の保全(4)－詐害行為取消権② (15) 総まとめ	
自学自習	事前学習	・「使用教材・参考文献」を前もって読んでおくこと。 ・意味のわからない用語は辞書等で事前に調べておくこと。
	事後学習	・ノートを整理し、講義で示した事例を再検討しておくこと。
使用教材・参考文献	【教】我妻栄ほか『民法Ⅱ（第2版）』勁草書房2005年 【参】内田貴『民法Ⅲ（第3版）』東京大学出版会2005年	
成績評価方法と基準	<評価方法>試験結果80%、受講態度20%で判定する。 <評価基準>受講態度に問題がない場合は、行政書士試験と同程度の試験問題で50%以上の正解を合格とする。	
備考	履修条件：民法総則 I・II を履修していること。	